

令和6年度

被扶養者（特別認定該当者）
資格確認のしおり

目 次

被扶養者（特別認定該当者）の資格確認について.....	1
1. 資格確認とは？	1
2. 対象者は？	1
3. 書類作成上の注意点	1
4. 添付書類について	2
 被扶養者の要件について	 4
被扶養者の取消手続きについて	5
提出書類一覧	7
提出書類記入例	8
所得証明書添付事例	14
事業所得者の経費の取り扱い一覧	17
Q & A	18

被扶養者（特別認定該当者）の資格確認について

1. 資格確認とは？

特別認定を受けている被扶養者（給与条例上の扶養手当支給対象にはならないが、共済組合の被扶養者要件を満たしている方）には、引き続きその被扶養者としての要件を満たしているか確認（資格確認）を毎年受けていただきます。

被扶養者は、組合員に生計を維持され、収入等の被扶養者要件を満たすことにより、組合員と同様の共済組合の医療給付（主に医療機関を受診する際の被扶養者証【保険証】の使用）を受けることが可能です。掛金【保険料】の負担もありません。このため、昨年中に共済組合の被扶養者要件を欠いていなかったか、当年も被扶養者要件を欠くことがないかについて確認させていただきます。

期限内に手続きを完了しなかった方については、被扶養者証が無効になり、共済組合が負担した医療費又は各種給付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

2. 対象者は？

資格確認の対象者は、当年7月1日時点において特別認定を受けている被扶養者です。

ただし当年4月1日以降に、新規又は認定区分変更で特別認定を受けた被扶養者は対象外となります。

ただし、当年4月1日以降に任意継続組合員から現職の組合員となった方は資格確認の対象となります。

被扶養者としての要件を満たしている	⇒	この通知に基づき、特別認定（資格確認）の手続きを行ってください。
被扶養者としての要件を満たしていない	⇒	速やかに被扶養者取消の手続きを行ってください。（P5参照）

3. 書類作成上の注意点

（1）被扶養者特別認定申請書※¹

ア. 資格確認の専用様式で作成してください。ただし、通常の被扶養者特別認定申請書でご提出いただいても承ります。

イ. 続柄、性別、年号は裏面のコード表を参照してください。

ウ. 所属所受付印（市町費職員の方は市町教委等受付印）を忘れずに押印してください。

（2）扶養の申立書※¹

ア. 認定を受けようとする被扶養者 1名につき1枚作成してください。

イ. 認定を受けようとする被扶養者が組合員と別居している場合

- ・ 金銭援助の有無及び金額を必ず記入してください。
- ・ 送金額には、生活費（衣食住に関わるもの）の合計月額を記入してください。

なお、共済組合の被扶養者認定においての同居・別居の区分はあくまで生活実態がどうであるかによって判断します。組合員と認定を受けようとする被扶養者の住民票上の住所

が同じであっても実際は別居である場合、別居として扱います。

ウ. 認定を受けようとする被扶養者の収入の有無

- 収入の有無の欄は、当年1月から12月までについて、漏れなく記入してください。
- 収入（見込みを含む。）がない場合は、「無」を「○」で囲み、見込額に0円と記入してください。
- 収入には所得税法上非課税となるもの（給与の中の通勤手当、遺族年金、障害年金など）や個人年金の総額を含みます。

エ. 家族構成については、以下に該当する方を漏れなく記入してください。

- 組合員と同一世帯に属する家族全員（認定を受けようとする被扶養者を含む。）
- 認定を受けようとする被扶養者に対して、組合員と同等以上の扶養義務を負う方

オ. 扶養しなければならない事情について

- 就労できない事情などを具体的に記入してください。
- 認定を受けようとする被扶養者が別居している場合は、その理由及び金銭援助の方法を記入してください。

※1. 各用紙は公立学校共済組合三重支部ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）のトップページ「お知らせ」一覧の「被扶養者（特別認定該当者）の資格確認」からダウンロードすることができます。（以下、当しおり P1 から P5 までの※1 の注意事項としてすべて適用します。）

4. 添付書類について

- （1） 義務教育以下もしくは高校生（全日制のみ）以外の被扶養者は最新の所得証明書を添付してください。所得証明書の添付については、P14～P16で確認してください。
- （2） 高校生（全日制のみ）は所得証明書に代えて在学証明書を添付していただければ構いません。その他の学生（定時制・通信制の高校生、大学生、専門学校生等）は、在学証明は不要です。
- （3） 被扶養者と組合員が別居している場合は、組合員からの金銭援助の事実が確認できる次のいずれかの書類を添付してください。
 - ア. 預金通帳の写し（複数回の送金及び口座名義人の確認できる部分）
 - イ. 送金依頼書の控え又はそれに類するものの写し（複数回の送金が確認できるもの）
 - ウ. 組合員が認定を受けようとする被扶養者の生計を維持していることが、認定の大前提となるため、別居している被扶養者に対して、送金を組合員が行っていない場合は認定を受けることはできません。ただし、やむを得ない事情により、組合員の代わりに組合員と同居の親族が、組合員の資金により送金を行っている場合は、その事情を「扶養の申立書（資格確認用）」の「3. 扶養しなければならない事情」に詳細に記入してください。

- （４） 生活費等の支援を送金ではなく手渡しで行っている場合は、作成例を参考に「どのくらいの頻度で」「誰から誰に」「いくら」渡しているかが確認できる申立書を、認定を受けようとする被扶養者が作成し提出してください。（P11 参照）

また、「扶養の申立書（資格確認用）」の「３．扶養しなければならない事情」にもその旨を記入しておいてください。

- （５） 被扶養者に収入がある場合、詳細が分かる次のような書類を添付してください。

ア．給与所得者の場合で、昨年１月以降に給与収入がある場合は、勤務先が発行した「給与支払実績証明書」又は「給料明細の写し」（いずれも非課税分を含み月額及び年額の総支給額が確認できるもの）を添付してください。

現時点から当年１２月までの間に給与収入がある見込みならば、同様にその期間の「給与支払見込（実績）証明書」を添付してください。支払済みの分に関しては「給料明細の写し」でも構いません。つまり、**合計で２４ヶ月分の給与額が分かるもの**をご提出いただくことになります。なお、途中で退職している場合は、その旨を記載してください。

今後の見込みについて、不定期のアルバイトであること等が理由で勤務先から給与支払見込証明書が発行されない場合は、P13を参考に過去の実績等を基礎として組合員又は被扶養者自身で算出した見込額（非課税分を含み月額及び年額の総支給額）を申立書として作成し、実績分については、「給料明細の写し」等も添付したうえで、「扶養の申立書（資格確認用）」の「３．扶養しなければならない事情」には給与支払見込証明書が徴収できない理由を組合員が詳しく記入してください。

昨年度中に退職を理由に新規に被扶養者となった方のうち、所得証明書に記載された給与収入が被扶養者となる前の収入のみであり、かつ被扶養者となった以降は給与収入が無い場合は、給与明細ではなく「退職の源泉徴収票の写し」を添付いただければ構いません。

イ．営業、不動産、農業、漁業などによる事業所得がある方は、直近の確定申告書の写し及び収支内訳書の写しを添付してください。

ウ．株等の譲渡収入がある方は、取引証券会社が発行する「特定口座年間取引報告書」又は確定申告書に添付する「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の写しを添付してください。株式の配当がある場合は、その金額が確認できる書類を添付してください。

エ．年金受給者（障害、遺族年金及び個人年金を含む）は直近の年金振込通知書等の写し（年金額に改定があった場合は最新の年金額改定通知書の写し可）を添付してください。

オ．その他、収入がある場合はその収入の詳細が確認できる書類を添付してください。

- （６） 認定を受けようとする被扶養者に対して、組合員以外に扶養義務者がいる場合、組合員及び扶養義務者の所得証明書を P14～P16 を参考に添付してください。その他、組合員以外の扶養義務者に給与収入以外の収入がある場合の取扱いは上記（５）のイからオと同様とします。

被扶養者に対して、複数の扶養義務者（子に対して両親など）がいる場合、扶養義務者の中で最も収入が多い者の扶養に入っていただくことになります。複数の扶養義務者の中でも組合員が最も収入が多いと確認するために被扶養者以外の所得証明書等をご提出いただいております。

被扶養者の要件について

1. 被扶養者の収入状況

認定を受けようとする被扶養者に対して、組合員が主たる生計維持者であり、かつ被扶養者の総収入（非課税収入も含む）が下記の基準額未満でなければ認定できません。

	年 額	月 額	日 額 (雇用保険受給時)
・障がいを事由とする公的年金受給者 ・60歳以上の者	180万円	15万円	5,000円
・上記以外の方	130万円	108,334円	3,612円

○ 共済組合の被扶養者認定における収入とは？

【パート、アルバイトなどによる給与収入】

総支給額とし、非課税のものを含みます。（例：通勤手当、各種諸手当など）

【営業、不動産、農業、漁業などの事業所得】

所得税法上の所得とは異なります。確定申告書及び収支内訳書を参照し、社会通念上、明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費を、総収入から控除して算出します。

（注） 共済組合の被扶養者認定において、経費と認められるものとそうでないものについては、P17【別表】「被扶養者認定における事業所得者の経費の取り扱い一覧」を参考にしてください。

【年金収入】

所得税法上非課税とされている遺族年金、障害年金の他に個人年金も収入に含みます。年金の収入額は所得税法上の所得額ではなく、年金決定額（年金額に改定があった場合は、最新の年金額改定通知書等に記載された金額）で判断します。また年金生活者支援金等も収入に含めます。

【雇用保険や傷病手当金】

雇用保険の失業給付や傷病手当金等の各種給付金を基準額以上受給する場合、その受給期間中は被扶養者として認定することができません。

2. 別居の被扶養者に対する送金の状況

組合員からの送金額が次の基準額を満たしていなければ認定できません。

$$\text{組合員からの送金額} \geq \frac{\text{被扶養者の収入} + \text{組合員からの送金額} + \text{組合員以外からの送金額}}{3}$$

3. 扶養義務者の収入比較

被扶養者に対して、組合員と同等以上の扶養義務を負う方がいる場合、組合員の収入がその他の扶養義務者の収入を下回っていると、原則として認定できません。（休業中の組合員は除く。）

4. 人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による収入超過の場合

被扶養者の年間収入が 130 万円以上（障害を事由とする公的年金受給者及び 60 歳以上の方は 180 万円）であった場合には認定取り消しとなりますが、収入の増加が人手不足による労働時間延長（残業の増加）等に伴う一時的な収入変動によるものである旨の事業主の証明を提出した場合には被扶養者認定の継続が可能となります。また、給料月額が 108,334 円（障害を事由とする公的年金受給者及び 60 歳以上の方は月額 15 万円）を 3 カ月連続で上回った場合についても、当該期間について収入の増加が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動によるものである旨の事業主の証明を添付することで被扶養者認定継続が可能となります。

該当する場合には、所得証明書や給与明細等の通常提出が求められている書類とともに「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主証明書」をご提出ください。一時的な収入変動であった場合でも事業主証明が提出できない場合には、認定取り消しとなります。事業主証明書は三重支部ホームページからダウンロードできます。

被扶養者の取消手続きについて

被扶養者が被扶養者要件を欠く（欠いていた）場合には、「被扶養者〔取消〕申告書」※¹及び「（該当被扶養者の）公立学校共済組合組合員被扶養者証」等に、要件を欠いていたことが分かる以下の書類を添付して提出してください。

届出が遅れた場合、該当被扶養者の資格喪失日（被扶養者の要件を欠いた日）以降に共済組合が負担した医療費や各種給付金を遡って返還いただくことになります。

1. 取消事由と添付書類

取消事由の区分		添付書類
就 職	他の健康保険に加入※ ²	健康保険被保険者証※ ³ の写し又は事業主発行の就業証明書など（就業開始日が確認できるもの）※ ⁴
	上記以外	就業証明書等の就業開始日が確認できるもの※ ⁴
所得が 限度額を 超過 （見込み含む）	不定期のアルバイト・パート収入が3か月連続して限度額を超過	限度額を超過した3か月分とその直前の給与明細書の写し又は事業主発行の給与支給証明書
	年金の受給開始	ねんきん定期便、年金試算結果、年金証書等の写し
	年金額の改定	年金額改定通知書の写し
	雇用保険の受給開始	雇用保険受給資格者証の写し
	事業所得が限度額を超過	確定申告書（収支内訳書を含む）の写し
扶養義務者の収入が逆転した場合		扶養義務者の収入が逆転する事由発生日が確認できるもの（次頁参照）
その他の事由によるもの		取消事由及び事由発生年月日が確認できるもの

- ※2. 収入が基準額以下であっても、アルバイト先等で加入した場合は被扶養者の取消しとまります。
- ※3. 市町村の国民健康保険の被保険者証の写しは不可です。
- ※4. 内定（採用）通知書や採用試験合格通知書は不可です。また、就業開始日以降に作成されたものを提出してください。

状況に応じて上表以外の提出をお願いする場合がありますので、予め御了承ください。

65歳未満の組合員の被扶養者となっている20歳以上60歳未満の配偶者は、被扶養者の資格喪失に伴い「国民年金第3号被保険者」の資格も喪失します。

取消事由が被用者保険（国民健康保険以外の健康保険に加入）となる以外の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください。また、本人で国民年金第1号被保険者の資格取得手続きを市町村の窓口で行っていただく必要があります。

手続きの詳細は、住民票のある市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

2. 扶養義務者の収入が逆転した際の取消手続き

被扶養者に対して扶養義務者^{（※5）}が複数いる場合は、その扶養義務者の中で組合員の収入が最も多いことが認定要件となります。組合員以外の扶養義務者の方の収入が多くなった場合、その事実発生日（他の扶養義務者の就職により収入が逆転した場合は就職日・扶養義務者が個人事業主である場合は確定申告の提出日 等）をもって被扶養者を取消とする手続きを行ってください。

なお、事実発生日が判然としない場合は今回の資格確認の締切日7月1日（月）をもって取消とする手続きを行ってください。

- ※5. 対象の被扶養者を扶養する義務を負っている方のことで、例えば被扶養者が子ならば、組合員と組合員の配偶者が扶養義務者となります。

被扶養者特別認定申請（資格確認）提出書類一覧

提出書類		区 分			備 考	
		0歳 ～ 義務 教育	高 校 生 （ 全 日 制 ）	そ 他		
必須	被扶養者特別認定申請書 ※1	○	○	○		
	扶養の申立書 ※1	○	○	○		
	認定を受けようとする被扶養者の所得証明書（原本）			○		
	在学証明（原本。学生証の写し等は不可）		○			
該当する場合に添付	【別居の場合】 送金事実が確認できるもの（通帳の写しなど）※3	○	○	○	口座の名義人が確認できる部分も必要 手渡しの場合は被扶養者からの申立書でも可	
	【被扶養者に収入がある場合】※4 総収入が確認できる書類 （右に例示した以外にも収入がある場合は、その収入の詳細が分かるものをご提出ください）	【給与収入がある方】 給与支払（見込）証明書			○	勤務先で作成された毎月の総支給額が記載されたもの。昨年1月から当年12月までの2年間、各月分が必要 支給済みのものに関しては給与明細の写しでも可
		【年金（個人年金含む）を受給中の方】 年金額が分かるものの写し			○	最新の年金額が確認できるもの（振込通知書など） 源泉徴収票は不可
		【事業所得がある方】※5 確定申告書の写し			○	収支内訳書も必要
	【被扶養者に対して、組合員の他にも扶養義務者がいる場合】	扶養義務者の所得証明書（原本）	○	○	○	※5 事業所得がある場合は、確定申告書の写し（収支内訳書を含む）も必要
		扶養義務者（組合員を含む）の収入額が確認できるもの	○	○	○	※6 その他所得証明書で詳細が確認できない収入（障害・遺族年金、個人年金など）がある場合
【日本国内に認定対象者の住民票がない場合】 国内居住要件の例外事由を確認できる書類 ※7	○	○	○			
※1. 用紙については、公立学校共済組合三重支部のホームページ（ https://www.kouritu.or.jp/mie/ ）からダウンロードすることができます。						
※2. 高校生であっても定時制や通信制の場合の区分は「その他」に該当します。						
※3. 組合員から認定対象者に対して、複数回送金していることが確認できるものが必要です。						
※4. 今現在で収入が無くとも所得証明書に収入がある場合は、その収入額が分かるものを提出してください。給与収入が扶養に入る前の収入である場合は、月々の明細や証明書でなく、退職の源泉徴収票でも構いません。						
※5. 事業所得とは、営業・不動産・農業・漁業・山林所得、株式配当などを指します。						
※6. 所得証明書の添付が必要な方については、「所得証明書添付事例」※1でご確認ください。 昨年と比べて収入に変動がある場合は、それを証明する書類も必要です。（復職・離職辞令や年金振込通知書の写しなど）						
※7. 国内居住要件の例外事由を確認できる書類とは以下のものを指します。						
例外該当事由		添付書類				
① 外国に一時的に留学する方		査証（ビザ）または外国の学校に在籍していることが確認できるもの（学生証、在学証明書または入学証明書等の写し）				
② 外国に赴任する組合員に同行する方		査証（ビザ）、組合員の海外赴任辞令または海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し				
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で長期に渡り渡航する方		査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明またはボランティアの参加同意書等の写し				
④ 組合員が海外に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた方であって、上記②と同等と認められるもの		出生や婚姻等を証明する書類等の写し				
⑤ 上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる方		個別に判断しますのでお問い合わせください。				

提出書類記入例

様式は当支部ホームページ（URL <https://www.kouritu.or.jp/mie/>）からダウンロードすることができます。

提出期限までは三重支部トップページの「お知らせ」コーナーにも掲載しています。

記入例

被扶養者特別認定申請書
(資格確認用)

所属所受付印

受付
RXX.XX.XX
津市立
共済小学校

共済組合受付印

所属コード	所属所名	組合員氏名	組合員証記号番号
452000	共済小学校	公立 太郎	公立 三重09876543

続柄 (コード)	フリガナ 認定を受けようする者の氏名	性別	生年月日 年号 年 月 日	職業	年間収入推計額
長男 (11)	コウリツ キョウタ 公立 共太	1	4100506	大学院生	360,000 円
同居・別居 の区分	居所 (実際に居住している住所。組合員と同居の場合は省略可)				
	郵便番号	(都道府県名から記載。アパート名等及び部屋番号を含む。)			
同居・別居	101-X-X-X-X	東京都千代田区神田〇-〇-〇 コーポ×× 111号室			
国内居住要件 の例外コード	住民票上の住所 (居所と同じ場合は省略可)				
	郵便番号	(都道府県名から記載。アパート名等及び部屋番号を含む。)			
()	514-X-X-X-X	三重県〇市〇〇町〇〇〇番地			

上記のとおり申告します。

公立学校共済組合三重支部長様
令和〇〇年〇〇月〇〇日

申告者住所
(組合員) 三重県〇市〇〇町〇〇〇番地
氏名 公立 太郎
TEL 059 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

☆☆ 記入上の注意点 ☆☆

1. 所属所受付印
必ず所属所で受付を行ってください。

2. 組合員証記号番号
組合員証を確認し、組合員証番号を記入 (右詰め、頭〇埋め) してください。

3. 続柄コード
裏面のコード表で確認し、記入してください。

4. 居所、住所
(1) 同居・別居の区分は、住民票上でなく、実際の居所において同居・別居の区分を判断して記入してください。同居の場合、右の居所欄は記入不要です。
(2) 住民票上の住所は、認定対象者と組合員との同居・別居に関わらず記入してください。日本国内に住民票がない場合は「なし」と記入してください。
(3) 国内居住要件の例外コードは、日本国内に住民票がない場合のみ、裏面のコード表を参照のうえ該当するコードを記入し、該当する確認書類を添付してください。

場合があります。

処理
年月日

R . .

審査
※

入力
※

発行

送付
※

扶 養 の 申 立 書

【記入例】

裏面も必ず御確認ください！！

(HPからダウンロードした場合・2ページ目)

1. 認定を受けようとする被扶養者について

氏 名	生 年 月 日	年 齢	同居・別居の別	配偶者の有無
公立 共太	平成 10 年 5 月 6 日	24	同居 別居	1. 有 2. 無 (死亡 その他)
※ 送金が不定期又は送金額が定額でない場合は、年額÷12(円未満切捨て)にて算出した金額を記入してください 複数回分の通帳の写しや振込依頼書の写し(金額及び名義の分かるもの)を提出してください。				金銭支援の有無及び金額 100,000 円/月)

この欄には、当年1月～12月までの収入(見込)額を記入していただき、収入見込みがある場合には必ずその根拠を示す書類を添付してください。ただし、年金(個人年金を含む。)については、決定額を記入してください。
「所得証明書」に記載されている額は、昨年の1月～12月の所得ですので、御注意ください。
事業所得者の方については、「確定申告書」に記載されている額を当年の収入見込額として取り扱います。事業所得者が資格確認の対象の場合は特に御注意ください。

認定を

種 別	有 無	額	備考(算出方法・根拠を記入してください)
1. 老齢(退職)年金	有・無	0 円	年金・給与に関して所得税や介護保険料などが控除される場合は、控除前の総収入額(非課税収入を含む。)を記入してください。
2.		0 円	
3.		0 円	
4.		0 円	
5. 給与(アルバイト含む)	有・無	432,000 円	別紙「給与支払見込証明書」参照
6. 株式・投資信託等	有・無	0 円	該当する収入が無い場合は、「無」を○で囲み、見込額に0円と記入してください。
7. 雇用保険	有・無		
8. その他(不動産・営業等)	有・無		
合 計 (必ず記入してください。)		432,000 円	

2. 家族構成について (注) 認定を受けようとする被扶養者についても記入してください。

続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	同居・別居の別		現 住 所
				前 年 度	当 年 度	
組合員	公立 太郎					三重県津市〇町〇-〇
妻	公立 花子			同・別	同・別	〃
長女	公立 良子	12.24	会社員	同・別	同・別	大阪市中央区大手前〇丁目〇〇
長男	公立 共太	H10.5.6	大学院生	同・別	同・別	千代田区神田駿河台〇-〇
母	公立 富子	S.23.1.1	講師	同・別	同・別	三重県津市〇町〇-〇
				同・別	同・別	
				同・別	同・別	

組合員から見たそれぞれの続柄を記入してください。

3. 扶養しなければならない事情(必ず記入してください。)

(就労できない事情、別居している場合にはその理由及び送金方法等を具体的に記入してください。)

現在、東京で一人暮らしをしながら大学院に通っている。
アルバイトをしているが、授業や研究等が忙しく、アルバイト収入は一月当たり3～4万円程度である。(別添給与支払見込証明書のとおり)
妻は専業主婦で収入は無く、長男の生計維持は私が行っている。
送金については、私が長男名義の口座へ毎月行っている。(別添通帳の写しのとおり)

(別紙へ記入可)

上記のとおり相違ありません。

公立学校共済組合三重支部長 様

令和 〇 年 〇 月 〇 日

所 属 所 名 共済小学校

組 合 員 氏 名 公立 太郎

作成例

令和 ○年 ○月 ○日

公立学校共済組合三重支部長 様

生活費等の手渡しの関する申立書

私（被扶養者） **公立 共太** は、組合員 **公立 太郎** から、手渡しで生活費を受け取っており、その内容は下記のとおりであることを申し立てます。

記

1. 頻 度 **2ヶ月に1回の被扶養者の帰省時**
2. 金 額 **120,000 円／月**
（例月 100,000 円、ボーナス月は 220,000 円）
3. 方 法 **組合員が被扶養者に直接手渡している**
4. 他の親族からの送金 有 ・ **無**

（ 円）※有の場合のみ記入

住 所 : **東京都千代田区神田駿河台○-○-○ ○号室**氏 名 : **公立 共太** **公立**

作成例

給与支払見込証明書

従業員氏名 : 公立 共太
勤務形態 : アルバイト（レジ担当）

記

勤務対象月	給与支払総額 (非課税分含む)	備 考	勤務対象月	給与支払総額 (非課税分含む)	備 考
令和 5 年 1 月	円		令和 6 年 1 月	31,000 円	
令和 5 年 2 月	円		令和 6 年 2 月	29,000 円	
令和 5 年 3 月	円		令和 6 年 3 月	54,000 円	
令和 5 年 4 月	10,000 円	4 月 22 日就労	令和 6 年 4 月	10,000 円	
令和 5 年 5 月	45,000 円		令和 6 年 5 月	45,000 円	
令和 5 年 6 月	38,000 円		令和 6 年 6 月	38,000 円	賞与 1 万円含む
令和 5 年 7 月	48,000 円		令和 6 年 7 月	48,000 円	
令和 5 年 8 月	60,000 円		令和 6 年 8 月	60,000 円	
令和 5 年 9 月	48,000 円		令和 6 年 9 月	48,000 円	
令和 5 年 10 月	19,000 円		令和 6 年 10 月	19,000 円	
令和 5 年 11 月	22,000 円		令和 6 年 11 月	22,000 円	
令和 5 年 12 月	58,000 円	賞与 2 万円含む	令和 6 年 12 月	68,000 円	賞与 3 万円含む
合 計	348,000 円		合 計	472,000 円	

健康保険の加入の有無 有 ・ 無

令和 5 年 1 月から令和 6 年 6 月までは実績。令和 6 年 7 月から令和 6 年 12 月までは見込み。

上記のとおり証明します。

令和 6 年 ○月 ○日

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2-9

コウリツマート

代表 共 済 厚 夫

代表者印

作成例

公立学校共済組合三重支部長 様

収入見込みに関する申立書

公立 共太 の給与支払見込証明について勤務先の事業所に発行を依頼しましたが、下記の理由により発行されなかったため、自身で算出した見込額を提出します。

記

1. 勤務先（業種等）

公立三重着物着付け教室（講師）

2. 発行不可能である理由

登録制の日給パートであり、月々の就労が不定期であるため。

3. 見込額及び算出方法

**昨年の勤務内容（8, 000円／一日、月平均2～4日勤務）を参考に
11月、12月は月8回、それ以外は月4回勤務として算出**

対象月	給与支払総額 (非課税分含む)	備 考	
令和 6 年 1 月	40,000 円	実績 ・ 見込	別紙「給与明細（写）」参照
令和 6 年 2 月	24,000 円	実績 ・ 見込	別紙「給与明細（写）」参照
令和 6 年 3 月	16,000 円	実績 ・ 見込	別紙「給与明細（写）」参照
令和 6 年 4 月	16,000 円	実績 ・ 見込	別紙「給与明細（写）」参照
令和 6 年 5 月	24,000 円	実績 ・ 見込	別紙「給与明細（写）」参照
令和 6 年 6 月	32,000 円	実績 ・ 見込	別紙「給与明細（写）」参照
令和 6 年 7 月	32,000 円	実績 ・ 見込	
令和 6 年 8 月	32,000 円	実績 ・ 見込	
令和 6 年 9 月	32,000 円	実績 ・ 見込	
令和 6 年 10 月	32,000 円	実績 ・ 見込	
令和 6 年 11 月	64,000 円	実績 ・ 見込	
令和 6 年 12 月	64,000 円	実績 ・ 見込	
合 計	408,000 円		

昨年1月から12月分の
給与明細の写しも添付
してください。（記入は
不要）

上記の内容に相違ありません。

令和 6 年 〇 月 〇 日

組合員氏名 : 公 立 太 郎
被扶養者氏名 : 公 立 共 太

所得証明書添付事例（資格確認用）

1. 認定対象者のご家族の「所得証明書」を添付していただく意義について

認定対象者に対して、複数の扶養義務者（子に対して両親など）がいる場合、最も収入が多い者の扶養に入ってくださいことになります。複数の扶養義務者の中でも組合員が最も収入が多いと確認するために被扶養者以外の所得証明書を提出いただき、組合員が認定対象者の主たる扶養義務者といえるかを判断させていただきます。下記「3」の場合を除き、所得証明書を別の書類で代用又は省略することはできません。

2. このフローチャートを参照するに当たっての注意事項

このフローチャートは「所得証明書」の添付が必要とされる方の事例の一部を表したものです。申請状況に合致する事例が確認できない場合には、当支部の担当者まで直接お問い合わせください。

3. 所得証明書を省略できる場合

認定対象者が全日制の高等学校に在籍している場合、その認定対象者の「所得証明書」は「在学証明書」に代えることができます。

組合員が産前産後休業又は育児休業中の場合は、組合員および他の扶養義務者の所得証明書は省略できます。（新規申請は除く）

所得証明書の添付を求められる組合員以外の扶養義務者が、組合員の普通認定の被扶養者となっている場合や、公立学校共済組合三重支部の組合員である場合は組合員及び扶養義務者の所得証明書を省略できます。

組合員の給与収入が、組合員以外の扶養義務者の総収入よりも多い場合、組合員については給与収入の源泉徴収票の提出で所得証明書の提出に代えることができます。その場合であっても**組合員以外の扶養義務者の所得証明書の提出は必要**です。

※【参考】特別認定の種類

被扶養者特別認定には3種類の申請があります。

① 新規申請 … 被扶養者認定（普通認定を含む。）を受けていない方が、新たに組合員の被扶養者として特別認定を受けようとする際に行う申請のこと。

② 認定区分変更申請 … 組合員の普通認定被扶養者として認定を受けている方が扶養手当（給与上）の認定が取り消されたものの、組合員の健康保険における被扶養者要件を満たしており、引き続き被扶養者として認定されることを希望する際に行う申請のこと。

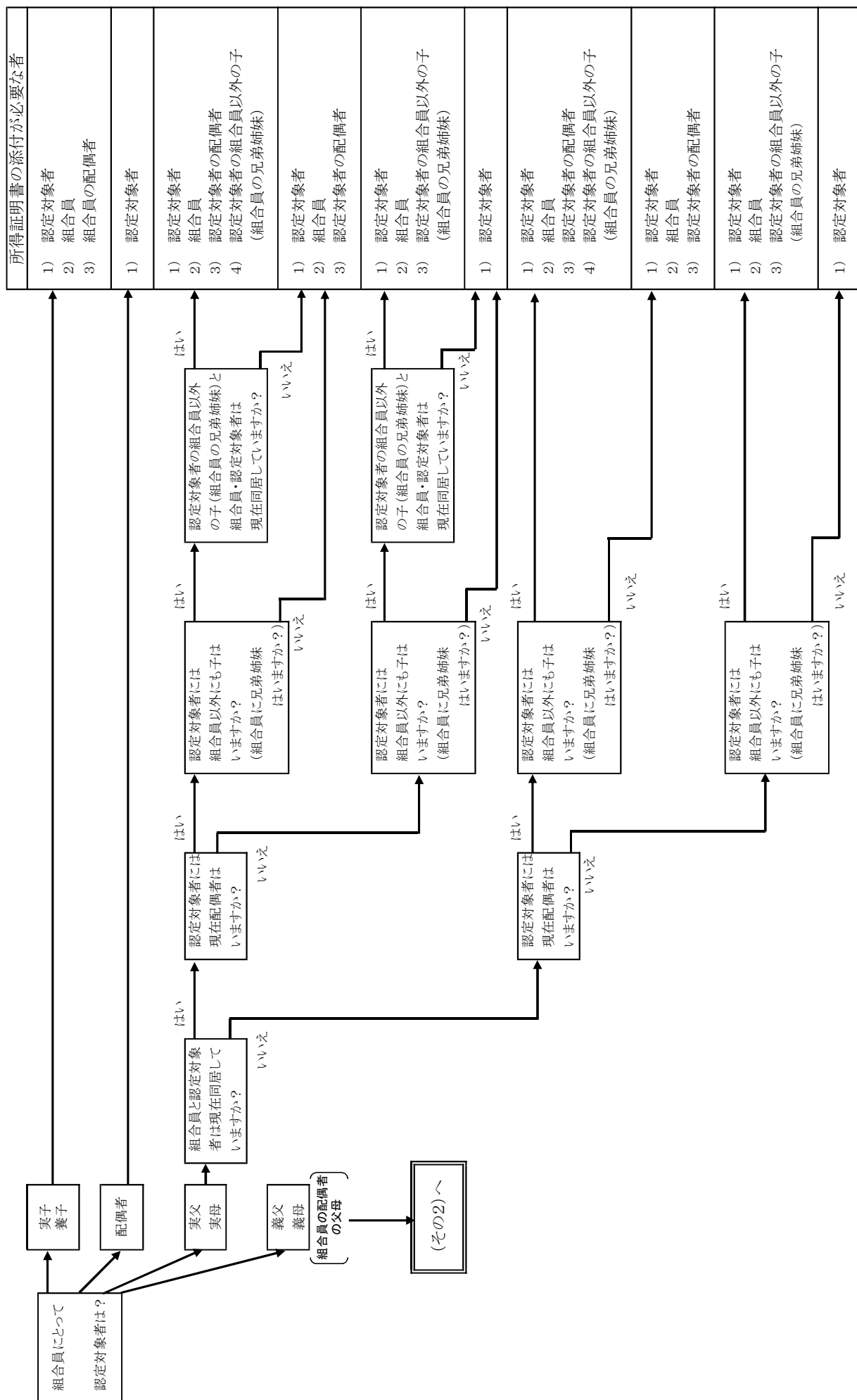
（例）普通認定を受けている子が満22歳に到達した年度末を迎え扶養手当の認定は取り消されるものの、引き続き組合員の健康保険上の被扶養者として認定する必要がある場合に行う申請のこと。

③ 継続申請 … 特別認定被扶養者として認定されている方が、過去1年間被扶養者としての要件を満たしていたか及び向こう1年間被扶養者としての要件を欠くことがないかについて確認する際に行ってください。

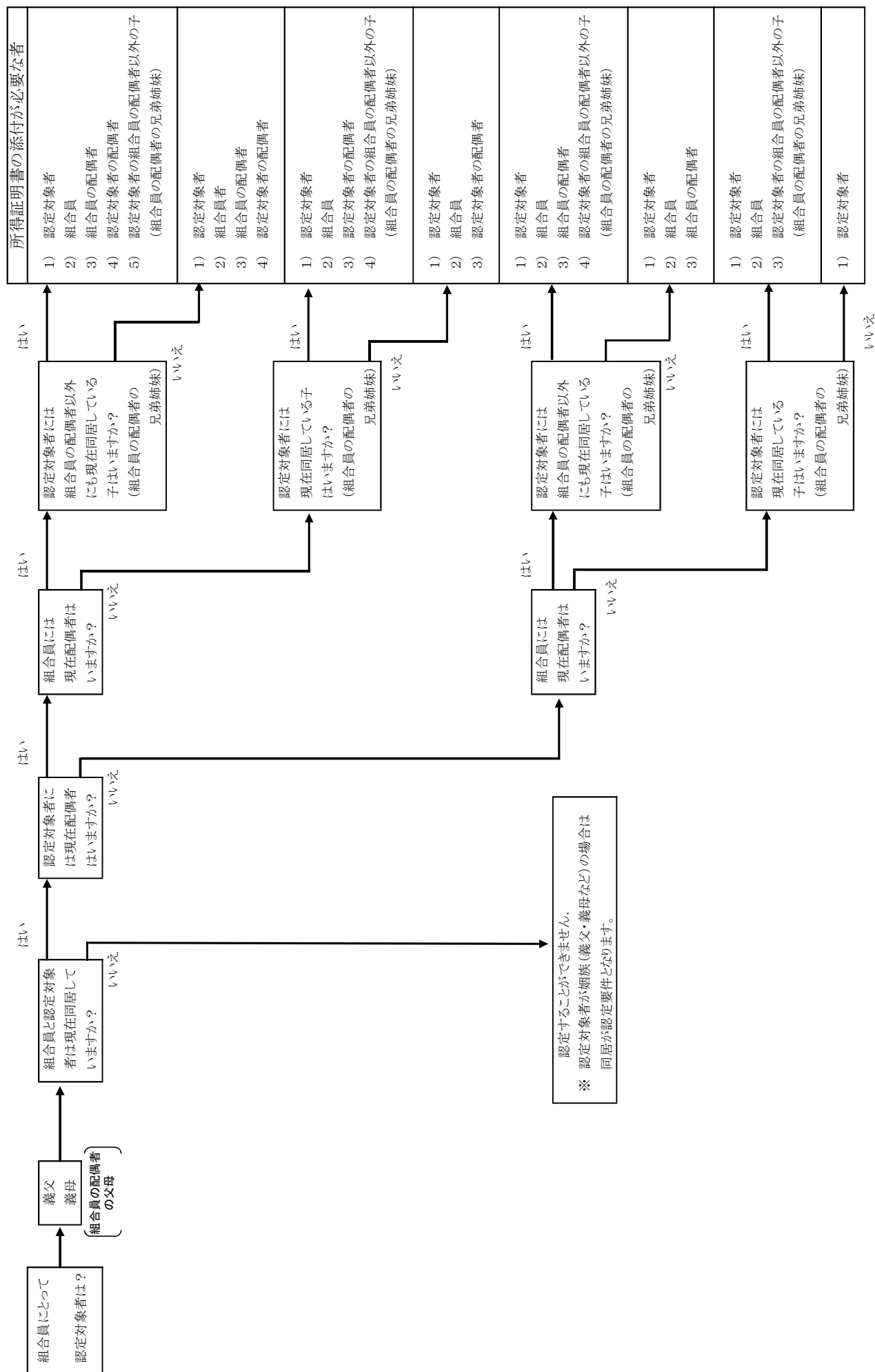
（資格確認）
毎年7月頃に、共済組合から所属所を通じて該当組合員の方へ資格確認の通知をいたします。その通知後に行ってください。申請であり、該当組合員の方から年度初め等に自発的に行っていただく申請ではありません。

所得証明書フローチャート（資格確認用）

（その1）



(その2)



【別表】

被扶養者認定における事業所得者の経費の取扱い一覧

改正：平成26年1月1日

項番	科目	該当所得	取扱い
1	給料賃金	一般、不動産	○
2	外注工賃	一般	○
3	雇人費	農業	○
4	小作料・賃借料	農業	○
5	減価償却費	一般、農業、不動産	×
6	貸倒金	一般、農業、不動産	×
7	地代家賃	一般、不動産	○
8	利子割引料	一般、農業	×
9	借入金利子	不動産	×
10	租税公課	一般、農業、不動産	×
11	荷造運賃	一般	○
12	水道光熱費	一般	○
13	旅行交通費	一般	○
14	通信費	一般	○
15	広告宣伝費	一般	×
16	接待交際費	一般	×
17	損害保険料	一般、不動産	×
18	育苗費	農業	○
19	素畜費	農業	○
20	肥料費	農業	○
21	飼料費	農業	○
22	農具費	農業	○
23	農薬衛生費	農業	○
24	諸材料費	農業	○
25	修繕費	一般、農業、不動産	○
26	消耗品費	一般	○
27	福利厚生費	一般	×
28	動力光熱費	農業	○
29	作業用衣料費	農業	○
30	農業共済掛金	農業	×
31	荷造運賃手数料	農業	○
32	土地改良費	農業	○
33	雑費	一般、農業、不動産	△
34	専従者給与		○
35	各種引当金		×

○：必要経費として認められるもの

△：内容によって必要経費として認められるもの

×：必要経費として認められないもの

※ 上記にない費用科目については、その内容が明らかとなる書類を御提出いただいた上で判断します。

Q & A

No.	分類	Q	A
1		認定を受けようとする被扶養者にアルバイトやパート収入（見込）がある場合はその額を確認することのできる書類を添付することになっているが、具体的にどのようなものを添付すればよいか。	給与収入がある場合は、勤務先から発行された、 <u>昨年の1月分から12月分と当年の1月分から12月分までの24ヶ月分の給与支払見込（実績）証明書</u> を添付してください。 実績分については、給与明細書の写しでも構いません。
2	給与支払見込（実績）証明書	（上記設問「1」の回答を受けて） 不定期に働いているため、事業所から「給与支払見込証明書」を徴収することができない。 どのようにしたらよいか。	「扶養の申立書（資格確認用）」の過去の実績を基礎として自身で算出した見込額を「扶養の申立書（資格確認用）」の「1. 認定を受けようとする被扶養者について」の収入の有無欄に記入し、組合員と認定を受けようとする被扶養者の連名で、「収入見込みに関する申立書」（P13参照。当支部ホームページからダウンロード可）を提出してください。 ただし、実績（支払済み）については、必ず勤務先から発行された給与支払実績証明書又は給料明細の写し（全て）を提出してください。
3		昨年の収入は「所得証明書」で確認することができるが、昨年にも関わらず、給与収入があった場合、「給与支払証明書」や「給料明細の写し」を追加添付しなければならないのは何故か。	「所得証明書」で確認することができるのは、あくまで『年間』収入です。 被扶養者の認定要件には、「月額108,334円又は150,000円を恒常的に超過していないこと」というものもあり、年額だけでなく月額についても確認させていただく必要があることから、「所得証明書」とは別に昨年各月ごとの給料額を確認することのできる書類が必要となります。
4		認定を受けようとする被扶養者と別居しているが、生活費等の支援を金融機関の口座振込みではなく、手渡しで行っている。 送金事実を確認できる書類としては、どのようなものを添付すればよいか。	「扶養の申立書（資格確認用）」の「3. 扶養しなければならない事情」に詳細を記入するとともに、認定を受けようとする被扶養者から、「生活費等の手渡しに関する申立書」（P11参照。当支部ホームページからダウンロード可）を提出してください。
5	被扶養者に対する送金	認定を受けようとする被扶養者である親と母屋と離れに分かれて暮らしている。食事は一緒にしており、事実上は同居であるが、認定を受けるためには送金の必要があるか。	母屋と離れ又は隣家に組合員と認定を受けようとする被扶養者が分かれて居を構えている場合であっても、設問のように食事などを共にし、事実上の生計が同一である場合は同居とみなします。 「扶養の申立書（資格確認用）」の「3. 扶養しなければならない事情」に現況を詳細に記入してください。
6		勤務地の関係で、自宅に認定を受けようとする被扶養者を含む家族を残し、組合員のみ単身赴任をしている。頻繁に自宅に戻り家族と生活を共にしているが、このような場合も認定を受けようとする者への送金は必要か。	転勤などの理由で一時的に別居を余儀なくされる場合には、自宅に住む認定を受けようとする被扶養者と同居とみなします。 送金の有無は問いませんが、別居の理由及び現況の詳細を必ず「扶養の申立書（資格確認用）」に記載してください。
7	提出書類	「在学証明書」や「所得証明書」は、写しに原本証明でも対応可能か。	原本を提出してください。 写しで対応可能な書類は、次の例のような共済組合への原本提出が不可能なものに限ります。なお、写しでも可能な書類について、所属所長の原本証明は不要です。 【例】確定申告書、収支内訳書、通帳、年金振込通知書、年金額改定通知書など
8		大学院生の組合員の子が今年の4月1日以降に「認定区分変更」で特別認定被扶養者として認定されているが、今回の共済組合からの通知文書では対象者となっていない。 今回の資格確認の手続きの必要はないのか。	当年4月1日以降に新規又は認定区分変更で特別認定を受けた被扶養者については、今回の対象者からは省いています。 被扶養者に取消事由が発生した場合は、速やかに取消の手続きを行ってください。
9	その他	今回の共済組合からの通知文書で資格確認の対象となっていない被扶養者について、7月1日付けで特別認定から普通認定への区分変更を行ったが、資格確認の必要はあるか。	資格確認を受ける必要はありません。 資格確認の対象者は、当年4月1日より前から特別認定を受けており、かつ当年7月1日時点においても特別認定となっている被扶養者です。
10		今回の共済組合からの通知文書で資格確認の対象となっていない被扶養者が、8月1日付けで就職により被扶養者要件を満たさなくなった。資格確認の必要はあるか。	資格確認を受けていただく必要がありません。7月1日時点で特別認定を受けている場合は対象者となりますので必要書類を提出してください。 また、8月1日以降、速やかに被扶養者取消申告を行ってください。